

令和 6 年度

業 務 委 託 設 計 書

岩手中部水道企業団

課 長	課長補佐	係 長	設計者	精算者					
着 手 完 成	期 日	自 年 月 日			摘	要	上段：当初設計 下段：変更設計		
		至 令和 7 年 1 月 31 日					歩 掛 適 用 : 岩手県令和06年04月水道委託歩掛 基 礎 単 価 適 用 : 令和06年06月01日付 公共 機 械 損 料 適 用 : 令和05年10月01日付 公共機械損料 工 種 区 分 : 諸経費一律 施 工 地 域 区 分 :		
業 務 日 数		日							
番 号		第 号							
履 行 場 所		竹中浄水場・谷内浄水場							
業 務 名		東和地区水処理設備保守点検業務委託							
設 計 金 額		金 円也							
委 託 概 要		別紙のとおり							

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
諸経費一律	1	式				
直接業務費	1	式				
水処理設備保守点検	1	式			明 1 号	
直接経費		%				
技術経費		%				
間接業務費		%				
諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
合計						

東和地区水処理設備保守点検業務委託

【 第 1 号 明細書 】

水処理設備保守点検

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
点検技術者		人				
ろ過砂分析費 竹中浄水場・谷内浄水場	12	検体				
攪拌機用潤滑油交換 竹中浄水場・谷内浄水場	1	式				
計						

東和地区水処理設備保守点検業務委託仕様書

(業務の目的)

第1 本委託業務（以下「業務」という。）は、竹中及び谷内浄水場における水処理設備の適正な運用に係る必要な事項を定め常に良好な状態に維持することを目的とする。

(対象施設)

第2 本業務の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 竹中浄水場
- (2) 谷内浄水場

(委託の期間)

第3 業務の委託期間は、次のとおりとする。

契約日の翌日 から 令和7年1月31日 まで

(業務内容)

第4 業務の内容は、次のとおりとし、詳細は特記仕様書により定める。

(1) 定期保守点検

施設の異常の有無、清掃及び一般調整を行う。点検回数は年1回とし、実施の時期は、基本9月～12月とするが委託者と協議のうえ決定するものとする。

(2) 故障発生時の一次対応及び助言

受託者は、定期保守点検とは別に異常（故障）発生時等の対応を行うと共に、必要に応じて臨時点検を行うこと。

(廃棄物の処理)

第5 当該業務で発生した廃棄物は、関係法令により受注者が責任を持って処理すること。また、処分品は、マニフェストにより処理すること。

(監督員)

第6 委託者は、業務について指示、承諾及び協議を行う監督員を定め受託者に通知するものとする。

(安全対策)

第7 作業の安全管理は、請負者の責任において行うものとし、安全作業に障害となる事態が生じた場合は、速やかに監督員に報告すること。

(作業員)

第8 作業員は、業務に当たり常に身分証明書を携行し、委託者から提示を求められた場合は、

速やかに提示しなければならない。

(日程等)

第9 受託者は、監督員と点検の日程等について事前に打ち合わせを行い、業務を円滑に遂行すること。

2 業務の実施は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(点検報告)

第10 受託者は、定期保守点検終了後速やかに点検結果報告書を提出するとともに、電子成果品を年度末に提出すること(各1部)。また、臨時点検等を実施した場合は、点検後速やかに報告書を提出すると共に、異常等がある場合は監督員と協議のうえ改善方法を指示又は助言するものとする。

(衛生管理)

第11 受託者は、本業務に従事する者について水道法施行規則第16条の規定に基づき、6箇月以内に保菌検査を受けた従事者の検査結果を速やかに委託者に提出すること。

(秘密の保持)

第12 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の解釈)

第13 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者協議のうえこれを定める。

(提出書類)

第14 本業務の施行に伴い提出する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務工程表、主任技術者選定通知書及び経歴書(契約時)
- (2) 完了届及び報告書・写真(完了時)
- (3) 点検報告書及び作業写真帳は、A4版に統一し1部ずつ提出するものとする。
- (4) 翌年度に修理・交換が必要な場合は、交換部品リストを提出のこと。

(完了検査)

第15 業務完了後、完了検査を行う。

東和地区水処理設備保守点検業務委託特記仕様書

(保守点検を行う設備)

1. 本業務により保守点検を行う設備は、次のとおりとする。

(1) 竹中浄水場

①機械設備

・急速攪拌機	縦型水中軸受け式(グリス追加)	1基
・緩速攪拌機	縦型水中軸受け式(グリス追加)	2基
・急速ろ過池	重力式開放型単層ろ過 能力 1,350m ³ /日 マンガン砂層 600mm 回転式表洗浄設備付	2池
・真空ポンプ	20NVD5.75 20A×200V×0.75kw	2台
・表洗ポンプ	Φ80×11kw	2台

②付帯電気設備

・水処理制御盤	3φ 200V 2150×1900×740	1面
---------	-----------------------	----

(2) 谷内浄水場

①機械設備

・急速攪拌機	縦型水中軸受け式	1基
・緩速攪拌機	縦型水中軸受け式(オイル交換)	4基
・急速ろ過器	重力式密閉型全自動式 能力 877m ³ /日 砂層 600mm	2基
・真空ポンプ	20NVD5.75 20A×200V×0.75kW	2台
・コンプレッサー	排泥弁開閉用	2台

②付帯電気設備

・水処理制御盤	3φ 200V 2150×800×500	1面
---------	----------------------	----

(点検項目)

2. 保守点検項目は、次のとおりとする。

(1) ろ過設備

ろ材状況、ろ過層高、発錆状況、付帯設備状況、ろ過池運転状況

各浄水場毎に、ろ材分析結果書(2池ずつ3検体砂層20cmごとに上、中、下)を提出のこと。

(2) 攪拌機

潤滑油交換・補充後に次の項目について点検を実施すること。

外観状況、絶縁抵抗、電流値、温度、振動、聴音等の測定

(3) ポンプ類・コンプレッサー

外観状況、絶縁抵抗、電流値

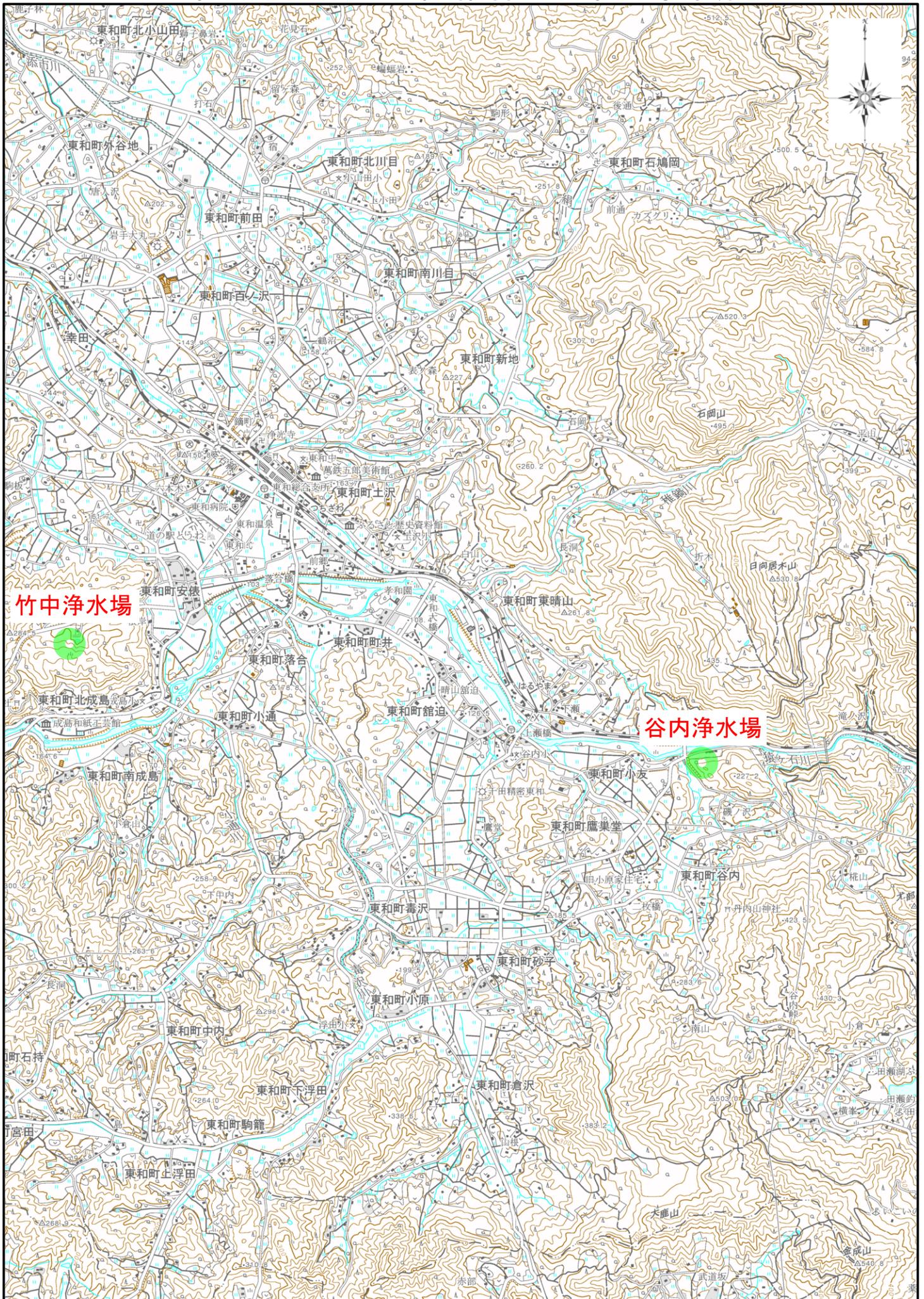
(4) 制御盤・弁類その他付帯設備

外観状況、絶縁抵抗、作動状況等

(使用材料等)

3. 点検時の使用材料は、油脂類・消耗品等を含めて受託者の負担とする。

東和地区水処理設備保守点検業務委託



位置図

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km

1:50000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平18 総使、第295-159号)」

北海道地図株式会社